

事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①	椎原財産区管理会の開催回数	回	計画	-	2	2	2	2	2
			実績	2	2	2	2	-	-
②	防犯灯修繕の実施個数	基	計画	-			5	5	4
			実績				5	-	-
③			計画	-					
			実績					-	-

<記述欄>※数値化できない場合

もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①	椎原財産区管理会の出席人数	出席人数（管理会委員数7名、年2回開催）	人	計画	-	14	14	14	14	14
				実績	9	11	11	9	-	-
②	椎原財産区所有山林の面積	山林の面積（公簿）	㎡	計画	-	886621	886621	886621	886621	886621
				実績	886621	886621	886621	886621	-	-
③	椎原財産区所有山林の蓄積	山林の推定蓄積	㎡	計画	-	4176	4395	4572	4809	5044
				実績	4118	4176	4395	4572	-	-

<記述欄>※数値化できない場合

3 (Check) 事務事業の自己評価

着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か（国・県・民間と競合していないか）	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	財産区（特別地方公共団体）の事務は、現行法上では市で行わなければならない。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか（成果をこれ以上伸ばすことはできないか）	有効である ● 概ね有効である 有効でない	地区内において老朽化した防犯灯の修繕を行うことで、夜間の視覚環境が改善され安全で住みよい地域づくりに繋がっている。 一方、近年の木材価格の低迷により、所有山林の手入れ等への意識が薄れてきている。間伐等の森林整備を計画し、健全な森林の育成を図る必要がある。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）	● 現行どおりでよい 見直しが必要	財産区（特別地方公共団体）の事務は、現行法上では市で行わなければならない。民間委託等は出来ない。また、財産区管理会は1つの財産区に1つであるため、外の財産区との統合・連携は出来ない。事務執行については最小限度の体制で行っているため削減の余地はない。財産区の所有財産及び基金で運営を行っているため、受益者負担は発生しない。

事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
				①	境界確認件数	件	計画	-	2
			実績	0	0	0	0	-	-
②			計画	-					
			実績					-	-
③			計画	-					
			実績					-	-

<記述欄>※数値化できない場合

もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
					①	境界確認件数	適正な土地の管理に向けた境界の明確化数	件	計画	-
				実績	0	0	0	0	-	-
②	境界確認延長	境界を確認した延長	m	計画	-	2000	2000	2000	2000	2000
				実績	0	0	0	0	-	-
③				計画	-					
				実績					-	-

<記述欄>※数値化できない場合

3 (Check) 事務事業の自己評価

着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	境界立会いは、土地の売買時に境界紛争の防止を図るために必要な事務である。また、財産区(特別地方公共団体)の事務は、現行法上では市で行わなければならない。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	● 有効である 概ね有効である 有効でない	所有地が工事用地として計画されたときの事務であるため、主体的に成果目標を伸ばすことは出来ない。また、境界立会いは、現地で境界を確認する単純な事務であり、現在以上の成果向上の見直しの余地はない。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 現行どおりでよい 見直しが必要	境界立会いは、所有山林の境界を把握した区民でなければ立会いは出来ない。また、国土調査法における地籍調査が完了すれば、境界が明確化するので、境界立会いの事務は終了する。財産区の基金で運営を行っているため、受益者負担は発生しない。

4 (Action) 事務事業の方向性と改革改善

今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止)	2 民間実施	3 市による実施(民間委託の拡大・市民等との協働等)
	4 市による実施(要改善)	● 5 市による実施(現行どおり)	6 市による実施(規模拡充)
今後の方向性の理由、改革改善の取組等	(今後の方向性の理由、改革改善の取組をもちたそうとする効果など) 国土調査法における地籍調査が完了すれば、図面等で管理することが出来るので現地立会いの必要はなくなる。		

外部評価の実施	無	実施年度	
改善進捗状況等	H27進捗状況		
	H27取組内容		

決算審査特別委員会における意見等	「特になし」 (委員からの意見等)
-------------------------	---

所管部長等名	農林水産部長 黒木 信夫
所管課・係名	農林水産政策課 泉農林水産地域事務所
課長名	小堀 千年

評価対象年度	平成27年度
--------	--------

1 (Plan) 事務事業の計画

事務事業名	久連子財産区一般管理事業			会計区分	19 久連子財産区特別会計		
				款項目コード(款-項-目)	1	—	1 — 1
施策の体系 (八代市総合計画に における位置づけ)	基本目標(章)	4	豊かさにとぎわいのあるまち	事業コード(大-中-小)	94	—	12 — 01
	施策の大綱(節)【政策】	1	豊かな農林水産業のまちづくり	総合戦略での 位置づけ	基本目標		
	施策の展開(項)【施策】	2	緑を育てる林業経営の安定		施策大項目		
	具体的な施策と内容	3	森林の保全・育成		施策小項目		
事務事業の概要 (全体事業の内容)	久連子財産区財産管理のため、管理会を開催し財産の管理を行う。						
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営 一部委託 全部委託 補助金(補助先:) その他()						
根拠法令、要綱等	八代市久連子及び椎原財産区管理会条例、地方自治法第294条						
事業期間	開始年度	終了年度		法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない		
	合併前	未定					

2 (Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業内容等

対象 (誰・何を)	土地、立木 久連子財産区所有財産(山林)	
事業内容(手段、方法等)	成果目標(どのような効果をもたらしたいのか)	
・電気料支払(民舞伝習館、防犯灯13基) 40,682円 ・防犯灯修繕(5基) 151,200円 ・報酬支払(管理会開催 12月2日、3月18日 延べ14名) 82,600円 ・積立金(基金利子) 5,509円	一般財産管理事業の一環として、老朽化した防犯灯8基の修繕を平成27年度から2カ年で行い、安全で住みよい地域づくりを図る。 又、管理会を定期的に開催することで、所有財産の適正な管理運営を行う。	

コスト推移	25年度決算	26年度決算	27年度決算	28年度予算	29年度見込	30年度見込	31年度見込
総事業費 (単位:千円)	-	266	420	458	266	266	266
事業費(直接経費) (単位:千円)	1,074	126	280	318	126	126	126
財源内訳	国県支出金	0	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0	0
	その他特定財源(特別会計→繰入金)	126	121	275	316	124	124
	一般財源(特別会計→事業収入)	948	5	5	2	2	2
人件費	25年度決算	26年度	27年度	28年度見込	29年度見込	30年度見込	31年度見込
概算人件費(正規職員) (単位:千円)	-	140	140	140	140	140	140
正規職員従事者数 (単位:人)	-	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
臨時職員等従事者数 (単位:人)	-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
				①	久連子財産区管理会の開催回数	回	計画	-	2
			実績	2	2	2	2	-	-
②	防犯灯修繕の実施個数	基	計画	-			5	3	
			実績				5	-	-
③			計画	-					
			実績					-	-

<記述欄>※数値化できない場合

もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
					①	久連子財産区管理会の出席人数	出席人数（管理会委員数7名、年2回開催）	人	計画	-
				実績	13	12	13	14	-	-
②	久連子財産区所有山林の面積	山林の面積（公簿）	m ²	計画	-	1839743	1839743	1839743	1839743	1839743
				実績	1839743	1839743	1839743	1839743	-	-
③	久連子財産区所有山林の蓄積	山林の推定蓄積	m ³	計画	-	5674	5731	6067	6410	6754
				実績	5596	5674	5731	6067	-	-

<記述欄>※数値化できない場合

3 (Check) 事務事業の自己評価

着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か（国・県・民間と競合していないか）	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	財産区（特別地方公共団体）の事務は、現行法上では市で行わなければならない。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか（成果をこれ以上伸ばすことはできないか）	有効である ● 概ね有効である 有効でない	地区内において老朽化した防犯灯の修繕を行うことで、夜間の視覚環境が改善され安全で住みよい地域づくりに繋がっている。 一方、近年の木材価格の低迷により、所有山林の手入れ等への意識が薄れてきている。間伐等の森林整備を計画し、健全な森林の育成を図る必要がある。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）	● 現行どおりでよい 見直しが必要	財産区（特別地方公共団体）の事務は、現行法上では市で行わなければならない。民間委託等は出来ない。また、財産区管理会は1つの財産区に1つであるため、外の財産区との統合・連携は出来ない。事務執行については最小限度の体制で行っているため削減の余地はない。財産区の所有財産及び基金で運営を行っているため、受益者負担は発生しない。

事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	境界確認件数	件	計画	-	2	2	2	2	2
実績				0	0	0	0	-	-	
②				計画	-					
				実績					-	-
③				計画	-					
				実績					-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合										

もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	境界確認件数	適正な土地の管理に向けた境界の明確化数	件	計画	-	2	2	2	2
実績					0	0	0	0	-	-
②	境界確認延長	境界を確認した延長	m	計画	-	2000	2000	2000	2000	2000
				実績	0	0	0	0	-	-
③				計画	-					
				実績						-
〈記述欄〉※数値化できない場合										

3 (Check) 事務事業の自己評価		
着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	境界立会いは、土地の売買時に境界紛争の防止を図るために必要な事務である。また、財産区(特別地方公共団体)の事務は、現行法上では市で行わなければならない。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	● 有効である 概ね有効である 有効でない	所有地が工事用地として計画されたときの事務であるため、主体的に成果目標を伸ばすことは出来ない。また、境界立会いは、現地で境界を確認する単純な事務であり、現在以上の成果向上の見直しの余地はない。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 現行どおりでよい 見直しが必要	境界立会いは、所有山林の境界を把握した区民でなければ立会いは出来ない。また、国土調査法における地籍調査が完了すれば、境界が明確化するので、境界立会い事務は終了する。財産区の基金で運営を行っているため、受益者負担は発生しない。

